

情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ（案）に対する意見

該当箇所	意見
<p>(9ページ) 第2章 出資規制及び外国人役員就任規制の在り方 (3)今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共性が高く社会的な影響力の大きい放送事業にとって外資規制は必要かつ重要な規制です。本案が、外資の出資規制と外国人役員就任規制について、「現行の規制枠組みを維持することが適当」との方向性を示したことは妥当です。</li> </ul>
<p>(16ページ) 第3章 外資規制の実効性確保方策 1. 外資規制の適状況の把握等 (3)今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外資規制に関する状況に変更が生じた際の届出や、定期的な報告について、その必要性は理解しますが、事業者の事務負担に可能な限り配慮した仕組みとなるよう要望します。</li> <li>● その観点から、本案の「事業者負担や事業者の類型を考慮した運用を図っていくことが適当」との指摘はたいへん重要です。具体的な制度設計に際しては、非上場会社の多いローカル局を含め、民放事業者の考えや実務の状況を丁寧に汲み取っていただくようお願いいたします。</li> <li>● 本案は、届出や報告にあたって、デジタルデータの活用必要性に言及していますが、単にオンライン上での文書等の提出といったことにとどまらず、他の関係システムとの連携等により、抜本的に業務の自動化・省力化を図る視点が重要であると考えます。また、有価証券報告書などの他の開示資料との記載事項の整合性の確保についても十分な留意が必要です。</li> </ul>
<p>(18ページ) 第3章 外資規制の実効性確保方策 2. 出資規制に係る議決権割合の捕捉・計算方法 (3)今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当連盟は、間接出資について、出資状況を正確かつ網羅的に把握することが難しいケースや著しい事務負担を負うケースがあることを指摘して、事業者が過度の負担を負わない合理的な仕組みを構築することを要望してきました。</li> <li>● 本案で提言された「より合理的な計算方法に向けた見直しの検討を行い、事業者等の負担の軽減と必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することが適当」との方向性は、一定の事務負担の軽減につながるものであり、賛同します。具体的な制度設計に際しては、事業者の実務の状況を丁寧に汲み取って検討いただくことを要望します。</li> <li>● 一方、貴検討会では、「情報の正確性を担保するため、例えば、事業者の株主に対して、当該株主が外国人等により直接に占められる議決権の割合について、報告義務を課すことが考えられる」との意見も出されました。こうした意見を踏まえて、より合理的な仕組みの可能性についても、今後継続的に検討いただくようお願いいたします。</li> </ul>
<p>(20ページ) 第4章 外資規制の担保措置の在り方 1. 事業者等による補完措置 (3)今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 名義書換拒否と議決権制限について「維持することが適当」との方向性には異論はありません。ただし、事業者に煩雑な事務作業が求められる一方、一切の過誤が許されない仕組みとなっています。規制を遵守するために事業者が万全を期すことは当然ですが、例えば、閾値のバッファを設けるなどの予防的な仕組みについても、今後継続的に検討いただくようお願いいたします。</li> </ul>

<p>(22ページ) 第4章 外資規制の担保措置の在り方 2. 行政による是正措置 (3) 今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本案は、外資規制に関する事項に変動があった場合に届出義務を課したうえ、「正確な届出が担保されるような制度整備を行うことが適当」と提言しています。事業者が正確な届出に万全を期すことは当然であり、それを担保するための制度整備は必要なものと理解します。ただし、事業者に帰責しない事由により不備が生じる場合があることに留意いただくようお願いします。</li> <li>● 当連盟は、違反状態が発覚した際、重大な過失がない場合などについては事情を勘案し、放送を継続しながら違反状態を是正可能とする制度を要望してきました。</li> <li>● 外資規制に不適合となる要因は、必ずしも事業者に帰責事由がある場合ばかりとは限りません。本案が、違反状態が発覚した際に、免許・認定の取消しを原則としつつも、例外的に、不適合となった状況や視聴者の不利益等の一定の事情を勘案し「期間を定めて是正を求める措置を講ずる」との方向性を示したことに賛同します。</li> </ul>
<p>(25ページ) 第5章 審査体制の在り方 (3) 今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外資規制が実効的に機能するには、行政と事業者の双方にとって合理的で過度の負担を負わない仕組みであることが重要です。本案が、行政の審査体制の強化とともに、「行政庁と事業者等との綿密なコミュニケーションを図られるよう留意すること」を求めていることは適切です。</li> </ul>